

高知大学地域協働学部履修規則

平成 27 年 3 月 25 日
規 則 第 148 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学地域協働学部規則第 7 条の規定に基づき、高知大学地域協働学部の授業科目及び履修方法に関し必要な事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目及び数理・データサイエンス・A I 科目(導入科目群)、生きる力を育む科目及び視野を広げる科目(教養科目群)並びに専門科目に分ける。

(卒業所要単位数)

第 3 条 卒業に必要な修得単位数は、次表のとおりとする。なお、表中の数理・データサイエンス・A I 科目の単位数は内数であり括弧書きで示す。

区 分		単位数	
導入科目群	大学での学びかた科目		6
	国際コミュニケーション科目	基軸英語	4
		国際英語	
		初修外国語・日本語	
数理・データサイエンス・A I 科目		(4)	
教養科目群	生きる力を育む科目	生活	26
		医療・健康・スポーツ	
		キャリア形成	
		芸術	
	視野を広げる科目	人文・社会科学系領域	
		自然科学系領域	
複合領域			
専門科目		88	
合 計		124	

(導入科目群及び教養科目群)

第 4 条 大学での学びかた科目は、「大学基礎論」2 単位、「学問基礎論」2 単位及び「課題探求実践セミナー」2 単位の合計 6 単位を修得しなければならない。

2 国際コミュニケーション科目のうち基軸英語は、「英会話Ⅰ」1 単位、「英会話Ⅱ」1 単

位及び「大学英語入門」2単位の合計4単位を修得しなければならない。

- 3 数理・データサイエンス・A I科目は、「情報とデータリテラシー」2単位及び「データサイエンス入門」2単位の合計4単位を修得しなければならない。
- 4 国際コミュニケーション科目のうち国際英語及び初修外国語・日本語、数理・データサイエンス・A I科目、生きる力を育む科目並びに視野を広げる科目は、生きる力を育む科目の生活、医療・健康・スポーツ、キャリア形成及び芸術の4細目区分並びに視野を広げる科目の人文・社会科学系領域、自然科学系領域及び複合領域の3細目区分のうち、生きる力を育む科目の1細目区分及び視野を広げる科目の1細目区分を含めて4細目区分以上から、前項の4単位を含めて26単位以上を修得しなければならない。この場合において、外国人留学生及び外国において中等教育を相当の期間受けた学生は、初修外国語・日本語の「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」を履修し合計8単位まで、人文・社会科学系領域の「日本事情Ⅰ」、「日本事情Ⅱ」、「日本事情Ⅲ」及び「日本事情Ⅳ」を履修し合計8単位までを卒業要件単位とすることができる。なお、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」については、8単位のうち4単位までを第2項に規定する国際コミュニケーション科目の基軸英語の単位に代えることができる。
- 5 前項に規定する科目には、地域関連科目として開設する授業科目4単位以上を含めて履修しなければならない。
- 6 生きる力を育む科目の「スポーツ科学講義」及び「スポーツ科学実技」の単位は、合わせて4単位まで卒業要件単位とすることができる。

(専門科目)

第4条の2 専門科目は、別表1及び別表2に定めるところにより、合計88単位以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目

別表1に定める46単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目

別表2に定めるところにより、選択必修科目10単位を含めて、42単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の専門科目から修得した単位は、8単位を上限に卒業要件単位に組み入れることができる。

選択必修科目の履修方法等については別に定める。

(卒業研究履修資格)

第5条 「地域協働総合実習・卒業研究」を履修するためには、3年以上在学し、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目、数理・データサイエンス・AI科目、生きる力を育む科目及び視野を広げる科目並びに専門科目の中から卒業の要件として履修する授業科目を合計90単位以上修得していなければならない。この場合において、当該単位数には、大学での学びかた科目の「課題探求実践セミナー」2単位、専門科目の「地域協働総合実習入門」4単位並びに専門科目の「地域協働総合実習Ⅰ」、「地域協働総合実習Ⅱ」、「地域協働総合実習Ⅲ」及び「地域協働総合実習Ⅳ」のうち8単位を含むものとする。

(社会教育主事養成課程としての履修)

第5条の2 社会教育主事養成課程としての履修については、別に定める。

(単位の計算方法)

第6条 科目に対する単位数は、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業を持って1単位とする。ただし、演習については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 国際コミュニケーション科目の外国語は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験・実習・実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要がある場合は、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 「地域協働総合実習・卒業研究」の単位の計算方法については、別に定める。

(追試験)

第7条 追試験は、病気その他正当な理由のある場合に限り、教授会の議を経て許可することがある。

2 追試験の願い出は事前に行い、やむを得ない場合は、当該試験終了後1週間以内に行わなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月22日規則第83号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月21日規則第61号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学生については、改正後の高知大学地域協働学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表 2 の社会調査データ分析に関する規定を除く。

附 則（令和 2 年 3 月 6 日規則第 61 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生については、改正後の高知大学地域協働学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 2 日規則第 39 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学生については、改正後の高知大学地域協働学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 76 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学地域協働学部履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第4条の2関係)

区分	授業科目	単位数	備考
研究科目	地域協働総合実習・卒業研究	8	
実習科目	地域協働総合実習入門	4	
	地域協働総合実習Ⅰ	4	
	地域協働総合実習Ⅱ	4	
	地域協働総合実習Ⅲ	4	
	地域協働総合実習Ⅳ	4	
総合科目	地域協働論	2	
	地域産業経済論	2	
	地域社会学概論	2	
	生涯学習概論Ⅰ	2	
	地域協働サービスラーニング演習	2	
	企画立案事業計画基礎演習	2	
	プロジェクトマネジメント演習	2	
	社会調査論	2	
	社会調査方法論	2	
合 計		46	

別表2 (第4条の2関係)

区分	授業科目	単位数		備考
		選択 必修	選択	
総合科目	サービスデザイン基礎演習	2	2	
	非営利組織経営基礎演習	2	2	
	ファシリテーション演習	2	2	
	チームビルディング演習	2	2	
	協働実践チャレンジ演習Ⅰ		2	
	協働実践チャレンジ演習Ⅱ		2	
	社会調査データ分析		2	
	統計解析の基礎		2	
	多変量解析		2	
	質的調査法		2	
	社会調査実践演習		2	
	地域協働マネジメント分野	組織学習論	2	2
地域計画論		2	2	
社会教育経営概論Ⅰ		1	1	
社会教育経営概論Ⅱ		1	1	
経営組織論		2	2	
地域資源管理論		2	2	
行財政論		2	2	
会計学概論		2	2	
生涯学習支援論		2	2	
行政実務講座		2	2	
金融・税務実務講座		2	2	
外国語特別演習		2	2	
海外特別演習		2	2	
地域協働マネジメント特別講義			2	
地域産業分野	経営学	2	2	
	デザイン論Ⅰ(基礎)	2	2	
	デザイン論Ⅱ(応用)	2	2	
	フードビジネス論	2	2	
	六次産業化論	2	2	
	農業振興論	2	2	
	里山管理論	2	2	
	地域産業政策論	2	2	
	国際ビジネス展開論	2	2	
	地域産業連関論	2	2	
	中心市街地活性化論	2	2	
	産学官民連携論	2	2	
	アントレプレナーシップ論	2	2	
	コンテンツマーケティング論	2	2	
	地域産業特別講義		2	

地域生活分野	生涯学習概論Ⅱ	2	2	
	地域健康スポーツ振興論	2	2	
	環境社会学	2	2	
	スポーツ社会学	2	2	
	地域福祉論	2	2	
	コミュニティデザイン論	2 - 2	2	
	地域防災論	2	2	
	比較地域社会論	2	2	
	労働・生活とジェンダー	2	2	
	ソーシャルキャピタル論	2	2	
	非営利組織論	2	2	
	地域生活特別講義		2	
計		10	32	
合 計		42		